

商品概要説明書

<相続定期貯金>

(2019年7月1日現在)

1.商品名(愛称)	・スーパー定期貯金<1年・単利型> ・相続定期貯金 『きずな』
2.取扱期間	平成31年3月1日(金)～
3.ご利用いただける方	・個人のみ ・相続の発生から1年以内に相続による取得資金を原資としてお預入れいただける方。
4.預入期間	・定型方式 1年
5.預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・相続により取得した金額の範囲内 ・100万円以上、1円単位
6.払戻方法	・満期日以降に一括して払い戻します。
7.適用利率	・預入時の店頭表示金利に、0.04%上乘せいたします。
8.税金	・20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。
9.中途解約	・やむを得ず満期日前にご解約をされる場合は、所定の中途解約利率を適用いたします。
10.付加できる特約事項	・総合口座の担保とすることが出来ます。・条件を満たすお客様はマル優をご利用いただけます。
11.ご用意いただくもの	1. 本人確認書類(運転免許証、健康保険証等) 2. お届印 3. 遺産分割協議書の写し 4. 金融機関に提出した相続依頼書の写し 5. 戸籍謄本の写し、被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し 6. 遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検済済のもの)の写し、被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し ※当JAで相続手続きをされた方は原則として1,2のみ。 ※当JA以外の金融機関で手続きされた方は1,2の他3~6のいずれか1点。
12.貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
13.苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA金融共済課本所(電話:0158-23-3135)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ・外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済課本所またはJAバンク相談所にお申し出ください。 札幌弁護士会(電話:011-251-7730)。
14.その他参考となる事項	・急激な金利変動により、予告なく内容・条件を変更、またはお取扱を中止する場合があります。



JAオホーツクはまなす